

石川県地域公共交通等運行継続特別支援金 申請要領（個人タクシー事業者用）

1. 趣 旨

燃料価格の高騰の影響を受け、厳しい経営環境に直面しているタクシー事業者の事業継続を支援するため、予算の範囲内において支援金を交付するものです。

2. 交付対象者

交付対象者は、次の条件をすべて満たすタクシー事業者（道路運送法に基づく一般乗用旅客自動車運送事業者）とします。

- ① 県内に営業所を有する者
- ② 令和7年4月1日から交付申請日までの間、継続して事業を実施している者
- ③ 交付申請日以降も事業を継続する予定の者

3. 交付対象車両及び交付額

交付対象車両の台数に応じた以下の金額を交付します。

交付対象車両	交付額 (1台あたり)
令和7年4月1日時点で、石川運輸支局に登録され、県内の営業所に配置している事業用自動車 ただし、次に掲げる車両は、除きます。 ①交付申請日までに <u>永久抹消登録又は一時抹消登録を受けた車両</u> ②交付申請日までに自動車検査証の有効期間が満了し、 <u>車検切れとなった車両</u>	5万円

4. 不交付要件

次の要件に該当する交付対象者に対しては、支援金を交付しません。

- ・ 石川県飲酒運転根絶宣言実施要綱に定める飲酒運転根絶宣言事業所への登録にご協力いただけない場合

5. 提出書類

(1) 交付申請書類

次の書類をご提出ください。

	申請書類一覧	チェック
①	<u>交付申請書並びに実績報告書（様式第1号）</u> <同封>	☐
②	<u>支払請求書（様式第2号）（案）</u> <同封> ※県から「交付決定並びに額の確定通知書」を受領した後にご提出いただくものですが、支援金の迅速な交付のために、事前に（案）として内容を確認させていただくものです。	☐
③	<u>飲酒運転根絶宣言事業所登録申込書（既に提出済みの場合は不要）</u> <同封> →制度の趣旨（詳しくは、6頁）をご理解いただき、飲酒運転根絶宣言事業所への登録をお願いします	☐

（備考）・必要に応じて追加書類の提出やヒアリングを求める場合があります。

・提出された書類は返却しません。

(2) 支払請求書

（1）の書類を県で受理後、その内容を審査した上、正当と認めるときは、県から「交付決定並びに額の確定通知書」を発送しますので、当該通知書を受領した後、次の書類をご提出ください。

提出書類	チェック
<u>支払請求書（様式第2号）</u>	☐

(3) 書類の入手方法

申請に必要な様式の電子データについては、石川県のホームページ（下記）からダウンロードできます。

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/shink/shienkin.html>

6. 申請受付期間

令和7年5月1日（木）から5月30日（金）【消印有効】まで

7. 書類の提出先及びお問い合わせ先

郵送、窓口又は電子メールで受け付けます。

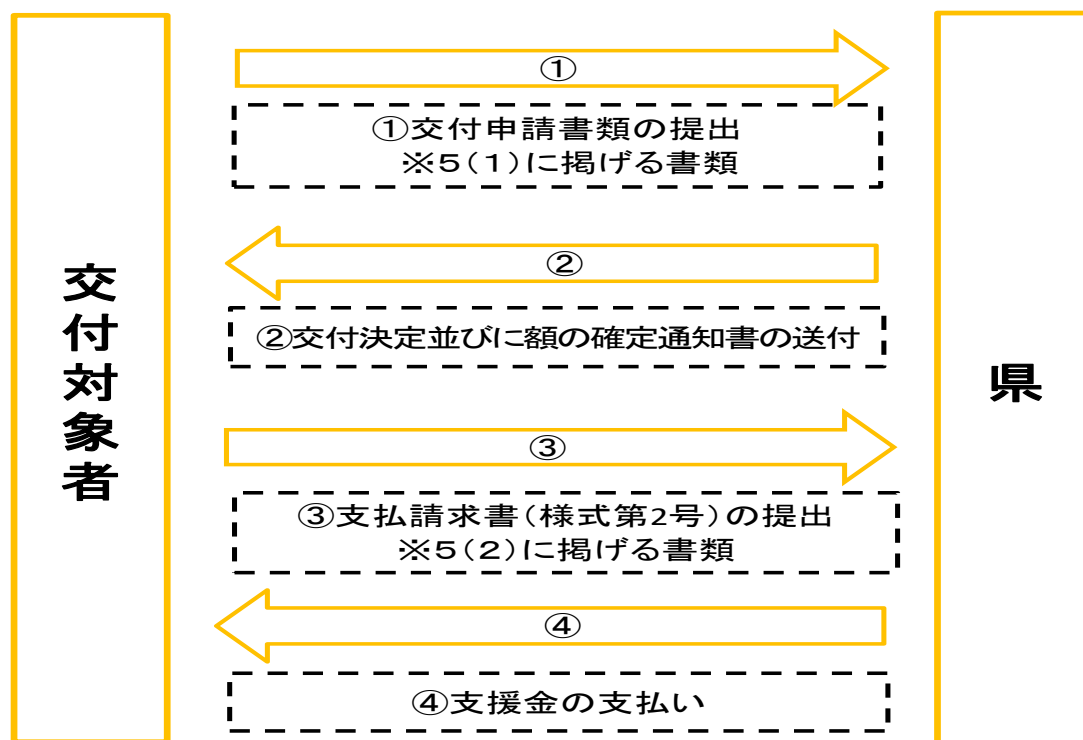
※窓口の受付時間は、原則、平日の8時30分から17時45分までです。

石川県 企画振興部 交通総合対策監室 交通政策課 特別支援金担当
(住 所) 〒920-8580 石川県金沢市鞍月1丁目1番地
(電 話) 076-225-1332
(メール) e120700@pref.ishikawa.lg.jp

8. その他

支援金の交付決定後、交付要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、支援金の交付決定の全部又は一部を取り消します。この場合、交付済みの支援金を返還していただきます。

(参考) 申請から交付までの流れ



申請書類の記載例（個人タクシー）

【記載例】交付申請書並びに実績報告書（様式第1号）

様式第1号（個人タクシー事業者用）

押印は省略可能です

令和 7 年 〇 月 〇〇 日

石川県知事 様

所在地又は住所 金沢市鞍月1-1
名称及び代表者名 ○×タクシー
石川 太郎

石川県地域公共交通等運行継続特別支援金交付申請書並びに実績報告書

標記支援金の交付について、関係書類を添えて、下記のとおり交付申請並びに実績報告します。

記

1 支援金の額

区 分	算 定 式	申 請 額
タクシー事業者	50,000 円 × 1 台	50,000 円

2 交付対象車両

車両番号				車検証の有効期間
石川	XXX	あ	12-34	令和 8 年 12 月 20 日

3 宣誓・同意事項

※以下の項目に宣誓又は同意する場合にチェック印☑をしてください

（支援金の交付にはすべての項目に☑が必要です。）

- ☒ 交付要綱第4条に規定する交付対象者及び交付対象車両の要件を満たしています。
- ☒ 交付要綱第4条に規定する不交付要件には該当しません。
- ☒ 申請要件に該当しない事実や不正受給等が判明した場合は、補助金の返還に応じます。
- ☒ 申請内容に関する軽微は記入間違い等については、石川県が補正することに同意します。
- ☒ 申請内容の不備が、石川県が指定する期限までに解消されなかった場合は、石川県が当該申請は取り下げられたものとみなすことについて同意します。
- ☒ 知事が行う関係書類の提出指示、事情聴取等には誠実に応じます。

平日の日中に連絡の取れる連絡先を記載してください。

※発行責任者と担当者は同一としても差し支えありません。

※所属・メールアドレスがなければ、空欄のままで差し支えありません。

（発行責任者）

所 属 _____
氏 名 石川 太郎
電話番号 076-XXX-XXXX

（担当者）

所 属 _____
氏 名 石川 太郎
電話番号 076-XXX-XXXX
メールアドレス XXXX@XXXX.jp

【交付申請時】日付は空欄のままで結構です

【交付決定並びに額の確定通知後】提出日を記載願います

【記載例】支払請求書（様式第2号）

様式第2号（個人タクシー事業者用）

令和 年 月 日

押印は省略可能です

石川県知事 様

所在地又は住所 金沢市鞍月1-1
名称及び代表者名 ○×タクシー
石川 太郎

石川県地域公共交通等運行継続特別支援金支払請求書

令和 年 月 日付け交通第 号により交付決定並びに額の確定通知を受けた
石川県地域公共交通等運行継続特別支援金の精算払を受けたいので、石川県補助金交付
規則の規定により下記のとおり請求します。

【交付申請時】

日付・番号は空欄のままで結構です

【交付決定並びに額の確定通知後】

県から受領した当該通知書の日付・
番号を転記してください

1 請求額 記
50,000 円

2 請求内訳

交付決定額（確定額）	50,000円
交付済額	0円
精算請求額	50,000円

3 振込先

金融機関名	〇〇 銀行 金庫・組合
支店名	□□ 支店 支所・出張所
預金種類	普通 ・ 当座
口座番号	2 3 4 5 6 7 8
口座名義人(カナ)	マル バ ッ タ ク シ ー イ シ カ リ タ ロ ウ

平日の日中に連絡の取れる連絡先を記載してください。

※発行責任者と担当者は同一としても差し支えありません。

※所属・メールアドレスがなければ、空欄のままで差し支えありません。

(発行責任者)

所 属

氏 名 石川 太郎

電話番号 076-XXX-XXXX

(担当者)

所 属

氏 名 同上

電話番号

メールアドレス

飲酒運転根絶宣言店等登録制度について

1 目 的

令和 5 年 4 月に施行した「石川県飲酒運転の根絶に関する条例」に基づき、全ての県民が「飲酒運転をしない、させない、許さない」という認識の下、飲酒運転根絶宣言を行った飲食店や事業所を登録する制度を創設することで、飲食店等における飲酒運転を根絶するための取組を推進します。

2 制度の概要

- ・ 県は、飲酒運転根絶宣言を行った飲食店等から提出された登録申込書を審査し、飲食店等に登録証を交付するとともに県ホームページに名称等を掲載します。
- ・ 登録された飲食店等は、登録証を来店客又は従業員の見えやすい場所に掲示するとともに、飲酒運転を根絶するための取組を推進します。

3 取組内容の例（事業所）

- ・ 車両を使用する従業員に、運行前後の飲酒状況を確認します。
 - ・ 従業員に、飲酒運転の根絶に関する研修会等を実施します。
 - ・ チラシ等の啓発物を掲示して飲酒運転根絶を呼びかけます。
- （上記の例のほか、事業所独自の取組を実施していただいても結構です。）

4 対 象

- ・ 石川県内で事業を営む事業所（個人又は法人その他団体の事業所）
- ・ 石川県内で営業し、客に酒類を提供する飲食店

お問い合わせ先（飲酒運転根絶宣言店等登録制度について）

石川県生活環境部生活安全課

住 所：石川県金沢市鞍月 1 丁目 1 番地

T E L：076-225-1387 F A X：076-225-1389